

## 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の改定について

### 1 改定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」を改定するものです。

### 2 改定案の概要

#### (1) 基本理念

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現を引き続きめざしていきます。

#### (2) 計画改定のポイント

今回の改定計画は、基本計画と女性活躍推進法に基づく推進計画の2つの性格を合わせ持った内容とし、また、平成27年12月に閣議決定された国の第4次男女共同参画基本計画の方向性もふまえて、女性活躍に重点を置いた計画としています。

具体的な計画改定のポイントは次のとおりです。

#### ①「職業生活における女性活躍の推進」を計画の冒頭に位置付け

女性活躍推進法の施行を受け、女性活躍の推進を計画改定の大きな柱とし、男性の意識改革や働き方改革につながる施策を位置付けるとともに、伊勢志摩サミットを受け女性活躍の新たなムーブメントを本県から発出できるよう関連施策を盛り込みます（別冊P20）。【基本方向I（基本施策I-I）】

#### ②三重県男女共同参画審議会による知事への提言内容を反映

平成28年2月に行われた知事への提言「提言1 あらゆる分野における女性活躍の加速化」、「提言2 男性中心の労働慣行等の見直しによる働き方改革」、「提言3 仕事と子育て・介護の両立できる環境整備の促進」をふまえ、これらの実現につながる施策を位置付けます（別冊P20, 21, 24, 25）。【基本方向I（基本施策I-I、I-III）】

#### ③防災分野における男女共同参画の推進を位置付け

東日本大震災を契機に顕在化した防災分野における男女共同参画の視

点の重要性に鑑み、「施策の方向」のひとつに独立して位置付けます（別冊 P31）。【基本施策Ⅲ（基本施策Ⅲ-I 3）】

#### ④新しい施策を位置付け

現行の基本計画策定以降に大きく取り上げられることとなった分野の施策（LGBT（別冊 P28, 32）やイクボス（P21）、農業女子（P23）、女性アスリート（P24）、リケジョ（P28）等）を新たに位置付けます。

### （3）改定案について

改定案の概要は資料 2、詳細については、別冊 1「第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（案）のとおりです。

## 3 審議経過等

### （1）県議会

平成 28 年 6 月 環境生活農林水産常任委員会で計画改定の実施を説明  
10 月 同常任委員会で中間案について説明  
12 月 同常任委員会で最終案について説明

### （2）庁内会議

平成 28 年 5 月 男女共同参画推進会議幹事会で計画改定の実施を説明  
8 月 共通幹事会で素案に関して説明・依頼  
11 月 共通幹事会で中間案に関して説明・依頼

### （3）三重県男女共同参画審議会

平成 28 年 5 月 諮問  
7 月 素案審議（～8 月） 全体会・部会 4 回開催  
8 月 中間案審議 同 4 回開催  
11 月 最終案審議（～12 月） 同 4 回開催  
平成 29 年 1 月 答申

### （4）パブリックコメント

平成 28 年 10 月から 11 月までの間、中間案に係るパブリックコメントを実施し、28 件の意見が提出されました。そのうち 11 件については最終案に反映しました。

## 4 今後の予定

平成 29 年 2 月 2 月定例会に議案上程  
3 月 議決後はホームページ等を通じて公表、市町等への周知